

感染症の予防・まん延の防止のための措置について（令和6年4月から義務化）

事業者は、事業所内における感染症の予防及びまん延防止のため、以下に掲げる措置を講じなければいけません。

【委員会の開催】

- 感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用することも可）を開催し、その結果について**従業者に周知徹底を図ること**。
- 委員会は、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、**感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催**する必要がある。

なお、委員会は、法人単位での設置や、他の会議体との一体的な設置・運営も可能。

【指針の整備】

- 平常時の対策及び発生時の対応を規定した**指針を整備**すること。

【研修及び訓練の実施】

- 従業者に対し、**研修及び訓練**を定期的に（年1回以上）実施すること。

※ 厚生労働省ホームページに「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」が掲載されておりますので、指針の整備、研修等の実施にご活用ください。

＜厚生労働省HP＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等